



【筆者紹介】高橋 貞三
 ・(株)アーゼロシステム
 コンサルタント代表
 取締役
 ・シンクタンク食品関連
 コンサル協議会
 (FCC) 副会長

『軽減税率導入について』 2019年10月より実地！

1.『消費税の軽減税率制度』とは？

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_00.pdf)

①軽減税率の対象品目：

酒類及び外食を除く飲食料品 ・定期購読契約された週2回以上発行される新聞

②軽減税率：8% (国分：6.24%、地方分：1.76%)

標準税率：10% (国分：7.8%、地方分：2.2%)

③適格請求書等保存方式の導入：

2023年10月から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」を導入！！

④目的：安定的な恒久財源の確保する。(平成28年度法制改正法附則)

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)	【適格請求書等保存方式】 (平成35年(2023年)10月～)	
請求書	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> 請求書発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引内容 対価の額(税込) 請求書受領者の氏名又は名称 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書(総) <ul style="list-style-type: none"> 11月分 43,200円(税込) 11/1～30 平均値 10,800円 合計 43,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書(総) <ul style="list-style-type: none"> 11月分 43,200円(税込) 11/5 平均値 5,400円 11/6 平均値 8,800円 合計 43,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 請求書(総) <ul style="list-style-type: none"> 11月分 40,000円(税込) 11/5 平均値 10,000円 11/6 平均値 3,000円 合計 40,000円
税額計算	<ul style="list-style-type: none"> 取引総額からの「割戻し計算」 (例) 43,200円 × 8/108 = 3,200円 	<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円 × 10/110 = 2,000円 8%対象：21,600円 × 8/108 = 1,600円 合計 3,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円 × 10/110 = 2,000円 8%対象：21,600円 × 8/108 = 1,600円 合計 3,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 (例) 10%対象：22,000円 × 10/110 = 2,000円 8%対象：21,600円 × 8/108 = 1,600円 合計 3,600円
その他	<ul style="list-style-type: none"> せり売りなど媒介・取次業者により代替発行された請求書による仕入税額控除可 3万円未満の取引や自動販売機からの購入、中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、簡易の記載で仕入税額控除可 小売業者が発行する請求書は、記載事項を簡略可(受領者の名称の記載不要) 	<ul style="list-style-type: none"> 売上税額・仕入税額の計算の特例(みなし計算・簡易課税の事後選択) 	<ul style="list-style-type: none"> 交付義務あり・不正交付の罰則あり 登録を受けた課税事業者のみ交付可 免税事業者からの仕入税額控除不可 免税事業者からの仕入れについて、 ・3年間：80% ・その後3年間：50% の仕入税額控除可。 税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 適格請求書の税額の「積上げ計算」 よることができる(例) 積上げ計算の場合 2,000円 + 1,600円 = 3,600円 	

2. 「適格請求書等保存方式の導入」 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/keigen_03.pdf)

① 現行制度の「請求書保存方式」の請求書記載項目；

・請求書受領者氏名 ・請求者発行者氏名 ・取引年月日 ・取引内容 ・取引金額(税込；割戻し計算)

② 「適格請求書等保存方式導入まで」の経過措置 (2019年10月～2023年9月)

「区分記載請求書等保存方式」の請求書記載項目；(簡易課税、みなし計算の特例計算式有り)

現行の請求書記載項目+(軽減税率対象品目の明記+各税率毎の税込金額)+(割戻し計算)

③ 「適格請求書等保存方式導入後」の経過措置(2023年10月～『インボイス制度』を導入！！)

「適格請求書等保存方式」の請求書記載項目；(積上げ計算又は割戻し計算)

区分記載請求書記載項目+(登録番号+税率毎の消費税金額(税込)+適応税率)+(交付義務と不正交付罰則)

+ (登録を受けた課税事業者のみ交付可；免税事業者からの仕入税額控除不可；但し3年間は80%、

その後3年間は50%の仕入税額控除可)

④ 消費者向け商品価格表示は税込価格(総額表示)が義務付けられている。

編集責任者：高橋 貞三